

令和5年度決算に基づく健全化判断比率等について

【総括】

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号）」において、地方公共団体の財政の健全性を示す4つの指標が設けられました。

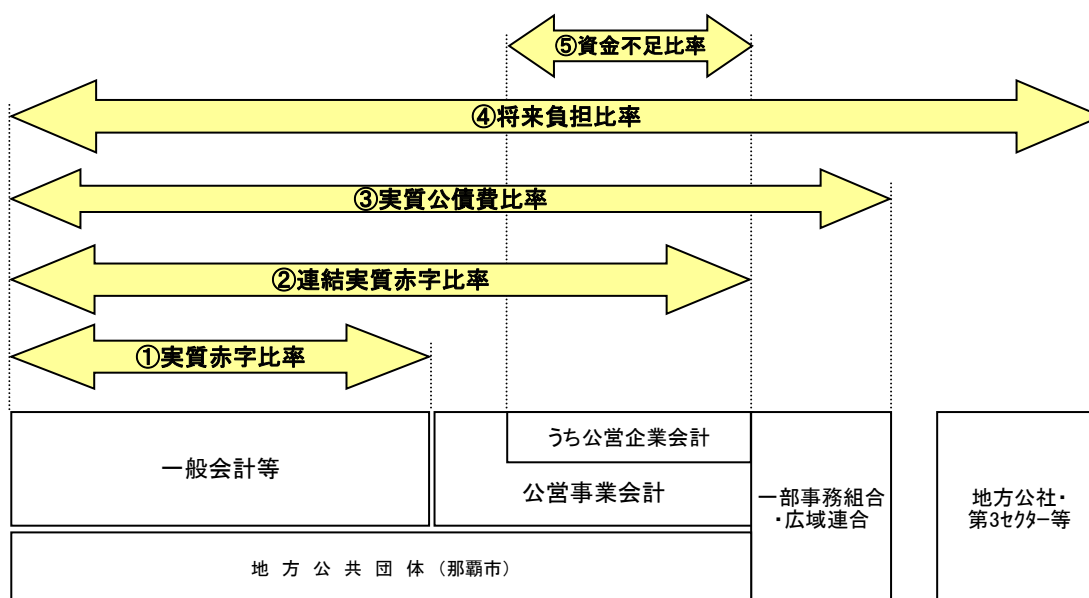
- ①実質赤字比率
 - ②連結実質赤字比率
 - ③実質公債費比率
 - ④将来負担比率
- 「健全化判断比率」といいます。

これら4つの指標の健全化判断比率のいずれかが法令で定める一定基準以上となった場合、財政健全化計画、又は、財政再生計画の策定が義務づけられます。なお、財政再生計画の策定となった場合には、国等の監督の下、確実な財政再建に取り組むことになります。

その他、公営企業の経営の健全性を示す指標として

- ⑤資金不足比率
- が設けられています。

〔健全化判断比率、資金不足比率が対象とする会計〕



○一般会計等

道路や公園、教育や福祉等を行う「一般会計」の他に、「土地区画整理事業、市街地再開発事業、病院事業債管理、母子父子寡婦福祉資金貸付事業」の特別会計を含みます。

○公営事業会計

「国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療」の各特別会計や公営企業会計に区分される「水道事業、下水道事業」の各会計を含みます。

○一部事務組合・広域連合

複数の地方公共団体が事務の一部を共同で実施するための組織を指し、「那覇港管理組合、那覇市・南風原町環境施設組合、沖縄県後期高齢者医療広域連合」等が含まれます。

○地方公社・第3セクター等

那覇市が設立した外郭団体（沖縄都市モノレール株、那覇市土地開発公社、地方独立行政法人那覇市立病院）等を指します。ただし、第3セクター等は、その団体が抱える負債のうち地方公共団体がその損失の補償をする契約をしているものに限ります。

【本市の概要】

- 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」のいずれの指標も早期健全化基準（イエローカード）を下回る水準となっています。
- 「資金不足比率」の指標は、経営健全化基準を下回る水準となっています。

指 標	那覇市	早期健全化基準	財政再生基準	備 考
① 実 質 赤 字 比 率 福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計等を対象とした赤字の標準財政規模に対する比率で、一般会計等の財政運営状況を示すものです。	令和5年度 ー％ 令和4年度 ー％	11.25%	20.00%	一般会計等の実質収支は、約53億円の黒字となっています。 「ー％」の表示については、黒字を示しています。
① 連 結 実 質 赤 字 比 率 公営企業や国民健康保険などの公営事業を含めた全ての会計の赤字の標準財政規模に対する比率で、本市全体としての運営状況を示すものです。	令和5年度 ー％ 令和4年度 ー％	16.25%	30.00%	全会計の実質収支は、約196億円の黒字となっています。 <主な会計とその実質収支> ・一般会計 約53億円 ・介護特会 約7.9億円 ・水道事業 約83.7億円 「ー％」の表示については、黒字を示しています。
③ 実 質 公 債 費 比 率 一般会計等が一般会計年度に負担した地方債の返済額などの標準財政規模に対する比率で、資金繰り状況を示すものです。	令和5年度 8.2% 令和4年度 8.6%	25.0%	35.0%	標準財政規模が前年度比約18.2億円増加したこと及び地方債の元利償還金が約15億円減少したことなどにより、0.4ポイント改善しています。
④ 将 来 負 担 比 率 一般会計等の地方債や将来支払う負担等の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いか低いを示すものです。	令和5年度 41.4% 令和4年度 45.7%	350.0%		標準財政規模が前年度比約18.2億円増加したことなどにより4.3ポイント改善しています。
⑤ 資 金 不 足 比 率 公営企業会計毎の資金不足額の事業規模に対する比率で、一般会計等の実質赤字比率にあたります。	令和5年度 ー％ 令和4年度 ー％	経営健全化基準 20.0%		本市では、水道事業及び下水道事業会計が該当します。 「ー％」の表示については、黒字を示しています。

○早期健全化基準

健全化判断比率の4指標のうちいずれかが、早期健全化基準以上となった場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化に取り組むことになります。

○財政再生基準

将来負担比率を除く健全化判断比率の3指標のうちいずれかが、財政再生基準以上となった場合は、「財政再生計画」を策定し、国等の監督の下、確実な財政再建に取り組むことになります。

【実質収支・連結実質収支の状況】

○一般会計等の実質収支は、約53億円の黒字となっています。

○連結実質収支は、水道事業会計などその他の会計を含めると約196億円の黒字となっています。

(単位：千円)

区分	対象会計	実質収支額 (e、fにおいては資金不足・剰余額)		
		令和5年度	令和4年度	増減(R5-R4)
実質赤字比率	a. 一般会計等	5,307,239	7,525,070	▲ 2,217,831
	b. 国民健康保険事業特別会計	72,030	95,992	▲ 23,962
	c. 介護保険事業特別会計	794,231	960,953	▲ 166,722
	d. 後期高齢者医療特別会計	18,771	24,876	▲ 6,105
	e. 水道事業会計	8,373,277	9,591,069	▲ 1,217,792
	f. 下水道事業会計	5,040,123	4,648,626	391,497
	計(a～f)	19,605,671	22,846,586	▲ 3,240,915
g. 標準財政規模		74,983,632	73,164,034	1,819,598
実質赤字比率(%) : $a \div g$		△ 7.07	△ 10.28	3.21ポイント
連結実質赤字比率(%) : $(a \sim f) \div g$		△ 26.14	△ 31.22	5.08ポイント

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字となるためマイナス「△」で表示しています。